

薬剤師法施行規則及び薬事法施行規則の一部を改正する省令

発簡日	平成 20 年 3 月 31 日
発簡番号	厚生労働省令第 62 号

本文

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）の一部の施行に伴い、薬剤師法施行規則及び薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日 厚生労働大臣 舩添 要一

薬剤師法施行規則及び薬事法施行規則の一部を改正する省令

（薬剤師法施行規則の一部改正） 略

（薬事法施行規則の一部改正）

第二条 薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第三号中「この号」の下に「及び第四項」を加える。

第 1 条に次の一項を加える。

4 申請者は、その薬局の管理者が薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者であるときは、同条第 3 項の再教育研修修了登録証を提示し、又はその写しを添付するものとする。

第 16 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、前項第一号の薬局の管理者が再教育研修命令を受けた者であるときは、薬剤師法第 8 条の 2 第 3 項の再教育研修修了証を提示し、又はその写しを添付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。